

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。）による障害補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在のB会社に採用され、調理業務に従事していた。

請求人は、平成〇年〇月〇日、事業場において調理中に誤って包丁を滑らせ、左手示指を切った（以下「本件災害」という。）。請求人は、受傷当日はそのまま就労したが、痛みが取れなかったことから、同年〇月〇日にC病院に受診し、「左示指神経断裂」と診断され、加療の結果、同年〇月〇日をもって治ゆ（症状固定）した。

請求人は、治ゆ後、障害が残存するとして、監督署長に障害補償給付の請求をしたところ、監督署長は、残存する障害が労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級（以下「障害等級」という。）第14級に該当するものと認めたが、請求人には同一系列に既存の障害等級第14級の障害が存していたことから、加重には該当しないと判断し、支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

### 第3 原処分庁の意見

(略)

### 第4 争 点

本件の争点は、請求人に残存する障害が障害等級第14級を超え、加重に該当する障害であると認められるか否かにある。

### 第5 審査資料

(略)

### 第6 事実の認定及び判断

#### 1 当審査会の事実の認定

(略)

#### 2 当審査会の判断

(1) 求人に残存する障害について、D医師は、平成○年○月○日付け障害補償給付請求書裏面診断書において、「SWT D S Tの知覚低下あり。」、左示指の指先の屈曲制限は「右3.0、左1.5」と述べているところ、E医師は、平成○年○月○日付け意見書において、障害状態として左示指D I P（遠位指節間関節）から末節に3cmの線状痕及び同指の完全脱失には至らない知覚鈍麻を認め、左示指に可動域制限は認めない旨述べている。

(2) 当審査会において、請求人の残存障害に関して、上記主張に係る医師の意見を含めて一件記録を精査したところ、E医師の意見は妥当であり、請求人に残存する障害として評価すべきものは、左示指の知覚鈍麻(神経症状)及び同指の約3cmの線状痕であるが、決定書理由に説示のとおり、線状痕による醜状障害は障害等級に該当せず、左示指の知覚鈍麻については完全脱失には至らないことから、障害等級第14級の9に該当するものと認められる。よって、請求人の本件災害による障害は、障害等級第14級の9「局部に神経症状を残すもの」（障害系列表「系列13」）と判断する。

しかし、請求人には、既に平成○年○月○日に発生した通勤災害による既存障害が認められ、障害等級第14級の9と認定されて給付されており、本件災害による障害と既存障害は、いずれも障害系列表「系列13」の同一系列に属する神経症状に関する障害として評価されるものであり、既存障害を含めて評価しても障害等級第14級にとどまるとするのが妥当である。

したがって、請求人に残存する障害の程度は、既存障害より重度であると認められないことから認定基準に示された「加重」には該当しない。

(3) なお、請求人は、今回の残存障害は既存障害とは経緯及び負傷部位が異なっていることから別個に評価すべきである旨を主張するが、既存障害と新たな障害を別個に評価すべきであるか否かの判断は、その程度及び労働能力への影響の程度等を総合的に勘案して決定すべきであると思料するところ、本件については、子細に検討した結果、上記判断のとおりであることを付言する。

3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした障害補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。